

『岩美町男女共同参画推進条例』 が制定されました

すべての町民が生き生きと充実した生活を送るために、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指し、『岩美町男女共同参画推進条例』が制定され4月1日施行となりました。

この条例は、全体18条で構成しており、町、町民、事業者が一体となつて、家庭や職場、地域社会など日常生活の中で積極的に取り組みを行うための根拠となるものです。町民や事業者のみならずのご理解とご協力をいただきながら取り組んでいきます。

条例の概要を次のとおりご説明します。

岩美町男女共同参画推進条例

(概要)

■目的(第1条)

基本理念や基本施策を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現を図ります。

■定義(第2条)

この条例において、各用語の意義について次のとおり定めています。
男女共同参画 男女が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいいます。
積極的改善措置 男女間の格差を是正するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい

います。例えば、町における審議会委員の女性登用を計画的に進めていくことなどがあります。

事業者 町内において営利、非営利目的にかかわらず事業を行う法人及び個人をいいます。

■基本理念(第3条)

町、町民及び事業者が男女共同参画を推進していく上で基本となる考え方で、次の7つを掲げています。

1. 男女の人権尊重 男女が、互いにその人権を尊重すること。
2. 男女差別の廃絶 男女が、性別による差別を受けないこと。
3. 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
4. 個性、能力を発揮できる機会の確保 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること。
5. 自己の意志による活動 男女が

自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負うこと。

6. 家庭生活における対等な役割分担 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たすこと。

7. 社会活動における対等な参画 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

■町・町民・事業者の責務(第4条～第6条)

基本理念に基づいて、町、町民、事業者に掲げる責務を定めています。

【町の責務】男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者などと相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならないものとします。

【町民の責務】基本理念に対する理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

【事業者の責務】事業活動を行うに当たっては、基本理念に対する理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

性別による権利侵害の禁止 (第7条)

何人も、いかなる場において、次に示す性別による権利侵害を行ってはならないことを定めています。

○性別による権利侵害や差別的扱い
○性的な言動による相手方の生活環境を害する行為

○配偶者などに対する身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為

男女共同参画の推進に関する主な基本的施策など (第8～17条)

男女共同参画を推進するために、次のとおり基本的な施策などを定めています。

○男女共同参画計画の策定

男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、広く町民の意見を反映し、策定後は、遅滞なくこれを公表します。

○広報及び啓発

町民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動などの措置を講じます。

○情報収集及び調査研究

男女共同参画の形成推進のため、必要な情報収集及び調査研究を行うことが出来るものとします。

○町民などに対する支援など

町民及び事業者が行う男女共同参画の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他必要な支援を

講ずるよう努めるものとします。

○相談などの申し出

性別による差別的取り扱いその他の男女共同参画の形成の推進を妨害する内容の申し出が町民または事業者からあった場合は、関係機関と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

○岩美町男女共同参画審議会

男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、岩美町男女共同参画審議会を設置します。

・委員数 12名

・男女の比率は、いずれか一方は40%を下まわらないこと。

■施行期日 平成25年4月1日

「岩美町男女共同参画審議会委員」を募集しています。

(委員の一部を公募します。)

1. 募集人数 3人
2. 任期 委員に委嘱した日から2年間
3. 職務 男女共同参画に関する各種の事項について意見を述べていただきます。
4. 報酬等 町の規定による報酬と旅費を支給
5. 申込期限 平成25年5月15日(水)まで
6. 応募先 役場総務課人権同和对策係へお申し込みください。(☎73-1411)

行政相談委員ご紹介

平成25年4月1日付で新たに山口浩司さん(長谷)が行政相談委員に委嘱されました。

山口委員は、上田委員と定期的に行政相談所を開設し、皆様からの相談に応じています。詳しくは、毎月の広報をご覧ください。

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。



行政相談委員
山口 浩司さん

行政相談委員とは

総務大臣が、社会的に信望があり、行政運営の改善に熱意がある民間有識者の中から委嘱しているもので、その仕事は、国の行政に対する苦情などの相談窓口になり、相談者への助言や関係行政機関に対する通知等を行い、苦情などの解決を図っていくことです。

人権擁護委員ご紹介

平成25年4月1日付で橋本町子さん(白地)が人権擁護委員に委嘱されました。

みなさんが毎日の生活の中で、人権に関する問題に直面したり、困っている場合に相談に応じ、その解決を促したり助言を行います。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。相談日は、毎月の広報をご覧ください。



人権擁護委員
橋本 町子さん

人権擁護委員とは

地域住民の中から人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を町長が推薦し、法務大臣から委嘱された方で、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらうための活動を行っています。

5/12は 民生委員・児童委員の日

～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

岩美町民生児童委員協議会

☆会長：大西 将 ☆副会長：赤坂清志、山田恭子

地区名	氏 名	担 当 地 区
東	小 西 孝 明	田河内、陸上西 7～10区
	山 根 ひな子	陸上東 1～6区
	濱 口 隆 一	小羽尾、大羽尾
浦富	谷 口 早 苗	牧谷、相谷、砂浜
	向 家 仁	駅前10、11区
	北 村 一 行	駅前 1～5区
	山 本 恭 治	駅前 6～9区
	城 戸 千鶴子	東境町、旭町、上横町、京橋町
	吉 澤 佳 苗	西境町、立町、中新町、町宮住宅浦富団地
	赤 坂 清 志	上町、中町、下町、大清水町
	永 美 敏 正	殿町、岡の町、東元宮町、東海岸 2区
	武 井 里智子	西町 1区、川戸町、西元宮町
	武 田 清 憲	西海岸町、西町 2区、東海岸 1区
田後	山 根 明 美	田後 1～3区
	山 口 信 蔵	田後 4～7区
	山 根 みち子	田後 8～10区
網代	橋 本 鈴 子	網代 1～3区、16区
	川 部 美 夫	網代 5～9区
	鍵 井 文 夫	網代 10～13区
大岩	岩 村 恵 子	岩本 1、2区
	松 田 桂 子	岩本 3、4区
	鯉 口 眞智子	岩本 5、6区
	澤 満智子	大谷 1区
	大 西 将	大谷 2区
	澤 ワカ永	大谷 3区
	濱 田 俊 美	新港、大谷 3区、リバーサイド
	前 根 三枝子	大谷 4、5区
本庄	村 上 光 雄	本庄、太田
	平 野 一 夫	河崎、新井、日の出町
	四 井 眞美栄	高山、広岡、恩志、坂上
	田 畑 洋 子	二恩志、高山団地
小田	山 本 克 美	岩常
	谷 口 健 彦	高住、長郷、荒金
	飯 野 博	院内、黒谷、池谷、唐川
	太 田 紀 子	延興寺、外邑、小田、大坂
岩井	小 椋 民 子	岩井 1～3、11、12組
	山 田 恭 子	岩井 4、6～10組
	土 井 満 昭	岩井 5、13、真名
	山 根 泰 一	宇治
	中 島 紀 寛	長谷
	山 本 勉	白地
蒲生	山 本 順 子	相山、馬場、蒲生
	井 本 克 夫	法正寺、塩谷、神堀
	西 原 幸 彦	山の神、銀山、洗井
	宮 下 龍 雄	横尾、蕪島、鳥越
児童	西 村 美智代	全地区
	中 村 鈴 子	全地区
	浜 本 信 幸	全地区

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された県の非常勤特別職地方公務員です。

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役です。生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、同じ地域の一員として相談に応じ、関係機関と手を取り合います。

さまざまな形で支援活動を行っています。

守秘義務があり、相談内容や秘密が外に漏れることはありませんので安心してご相談ください。

5月は活動強化月間

5月12日は、民生委員・児童委員の活動を地域のみならず全国に知っていただくため、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員・児童委員の活動内容

- ・高齢者等の安否確認
- ・子育て支援活動
- ・経済的な困窮等生活上の心配ごとの対する相談
- ・福祉や様々なサービスの紹介
- ・地域の福祉に関する調査

岩美町の民生委員・児童委員

岩美町では現在45名の民生委員・児童委員と3名の主任児童委員が活動しており、どの地域にも必ず担当の民生委員・児童委員がいます。各委員の担当区域は一覧表のとおりです。

生活上の困りごとがあればお気軽にご相談ください。

- ・住民の方の様々な相談
- ・地域のボランティア活動に参加
- ・さまざまな研修会に参加、調査・研究等



岩美町行事カレンダー

問合せ先：★健康対策課 ●住民生活課 ■福祉課 ◆子育て支援センター ◎総務課 ○社会福祉協議会

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
			★すこやか食事相談日	◆親子ふれあい遊び (こどもの日)		
5	6	7	8	9	10	11
		■筋力アップ教室 (1回目) ○心配ごと・人権・行政 相談	■介護者家族交流会	■認知症予防 ほのぼのサークル ◆絵本の読み聞かせ	◎消費生活相談	
12	13	14	15	16	17	18
浦富海岸健康エラソン 大会		■筋力アップ教室 (2回目) ●1歳6か月児健康診 査	★こころの健康相談日 &すこやか健康相談日 ■物忘れ相談日 ○心配ごと・人権・行政 相談	●フッ素塗布	◎消費生活相談	
19	20	21	22	23	24	25
		■筋力アップ教室 (3回目) ◆軽食づくり	●離乳食講習会	◆すくすく測定日	★ウオーキング教室 ○心配ごと・人権・行政 相談 ◎消費生活相談	浦富海岸ジオウオーク
26	27	28	29	30	31	1
		■筋力アップ教室 (4回目) ◆子育て講座		★エクスサイス講座 (運動教室) ●フッ素塗布 ◆絵本の読み聞かせ	◎消費生活相談	

※詳しい行事内容・連絡先は裏面でご確認ください

健康づくり

5月 1水	★すこやか食事相談日 会場／岩美すこやかセンター 時間／午前9時30分～午前11時 対象／どなたでも
14水	●1歳6か月児健康診査 会場／岩美すこやかセンター 受付／午後1時～午後1時15分 対象／平成23年8月1日～平成23年10月31日生まれ
15水	★こころの健康相談日&すこやか健康相談日 会場／岩美すこやかセンター 時間／午前9時30分～午前11時 対象／どなたでも
16水	●フツ素塗布 会場／岩美すこやかセンター 受付／午後1時30分～午後2時30分 対象／フツ素塗布2回目以降のお子さん
22水	●離乳食講習会 会場／岩美すこやかセンター 受付／午前10時～午前10時15分
24金	★ウオーキング教室 会場／岩美すこやかセンター 受付／午前9時30分～10時 対象／どなたでも
30水	★エクササイズ講座(運動教室) 会場／岩美すこやかセンター 時間／午前10時～午前11時30分 対象／どなたでも
	●フツ素塗布 会場／岩美すこやかセンター 受付／午後1時30分～午後2時30分 対象／フツ素塗布2回目以降のお子さん

※都合により、日程を変更させていただくことがあります。ご了承ください。
問合せ先

●は住民生活課 ☎73-1415 ★は健康対策課 ☎73-1322

介護予防

5月 7水	筋力アップ教室 1回目 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後2時～午後3時30分 対象／参加決定者
8水	介護者家族交流会 井戸端会議 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後1時30分～午後2時30分 対象／どなたでも
9木	認知症予防 ほのぼのサークル 会場／岩美すこやかセンター 時間／午前10時～午前11時 対象／どなたでも
14水	筋力アップ教室 2回目 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後2時～午後3時30分 対象／参加決定者
15水	物忘れ相談日 会場／岩美すこやかセンター 時間／午前9時30分～午前11時 対象／どなたでも
21水	筋力アップ教室 3回目 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後2時～午後3時30分 対象／参加決定者
28水	筋力アップ教室 4回目 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後2時～午後3時30分 対象／参加決定者
6月 4水	筋力アップ教室 5回目 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後2時～午後3時30分 対象／参加決定者
5水	介護者家族交流会 井戸端会議 会場／岩美すこやかセンター 時間／午後1時30分～午後2時30分 対象／どなたでも

※都合により、日程を変更させていただくことがあります。ご了承ください。

問合せ先
福祉課 ☎73-1333 地域包括支援センター ☎72-8420

行事

5月 7水	心配ごと・人権・行政相談 会場／岩美町社会福祉協議会 時間／午前9時～正午 問合せ先／岩美町社会福祉協議会 ☎72-2500
6月 5水	消費生活相談 会場／役場2階中会議室 時間／午前9時～午後4時 電話相談／☎73-1444 問合せ先／役場総務課 ☎73-1411
5月 10金	
17金	
24金	
31金	
6月 7金	

すくすくひろば

5月 2水	親子ふれあい遊び (こどもの日)
9水	絵本の読み聞かせ
21水	軽食作り
23水	すくすく測定日
28水	子育て講座
30水	絵本の読み聞かせ
6月 4水	親子ふれあい遊び (ちまぎづくり)
6水	絵本の読み聞かせ
13水	すくすくひろば (地域版)
18水	おやつ作り
20水	すくすく測定日
25水	絵本の読み聞かせ
27水	子育て講座 (子育て支援について)

※都合により、日程を変更させていただくことがあります。ご了承ください。

会場／子育て支援センター
開設時間／月～金：午前10時～正午、午後1時～4時
対象／乳幼児とその保護者
問合せ先／子育て支援センター ☎72-2922

今の状態を知る

“介護予防基本チェックリスト”

の返信はお済ですか!?

町では誰もが健康で生活できるように、生活機能の低下がないかを判定する「介護予防基本チェックリスト」を送付しています。基本チェックリストが届いた方は、必要事項を「記入の上、同封の返信用封筒で」返信ください。

対象 4月1日現在65歳以上の方（介護保険の要介護、要支援者は除く）

記入方法 基本チェックリストと一緒に送付している記入例をご覧ください

返信期限 5月24日（金）

返信先 福祉課 地域包括支援センター

町では、返信いただいた基本チェックリストを集計し、6月中に現在の状態結果を各個人宛にお知らせします。また、基本チェックリストによって要支援・要介護状態になるおそれがあると判定された高齢者の方に対して、運動などの介護予防事業を案内し、要介護状態にならないように予防します。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 地域包括支援センター ☎72-8420

平成25年度

新規採用職員紹介



企画財政課主事
宮内あすか

初めてのことばかりで戸惑う毎日ですが、早く仕事を覚えて、岩美町のみなさんのお役に立てるように日々勉強して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



税務課主事
山口 烈司

この度、新規採用で税務課に配属になりました山口烈司と申します。制度など分からないことがまだ多いですが、一日も早く一人前の仕事ができるよう努力いたしますので、よろしくお願いいたします。



産業建設課主事
岡田 哲明

産業建設課農林係に配属されました。岩美町の農業振興や特産品の販路拡大を担当します。一日も早く仕事に慣れて岩美町に貢献できるよう、頑張ります。



商工観光課主事
澤 朋美

商工観光課に配属となり、浦富海岸ジオパークやポンネットバス運行などを担当しています。皆様のたくさんのご参加・ご乗車お待ちしております。岩美町を盛り上げていけるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。



岩美病院事務局主事
中村あさ子

病院の事務局に出向となり、今は受付に立らせていただいております。町民の皆様が安心して生活していただけますよう、微力ながらお手伝いをさせていただきますと思っております。よろしくお願いいたします。



乳がん検診(マンモグラフィー)を実施します!!

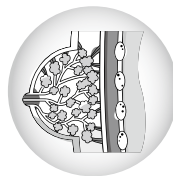
休日検診・ レディース検診 について

12月7日(土)・来年1月18日(土)・25日(土)に鳥取県保健事業団の検診車で、他の検診と併せて、乳がん検診を行います。別途、予約が必要となります。予約方法など、詳細につきましては、時期が近くなりましたら、お知らせします。平日の受診が難しい方は、この機会をご活用ください。

また、来年1月8日(水)・17日(金)にも鳥取県保健事業団の検診車で、乳がん検診と子宮がん検診を行います。お気軽に受診してください。

なお、25年度の休日検診・レディース検診での乳がん検診は、**自己負担額を無料**とさせていただきますので、ぜひ受診してください。

- 対象者…40歳以上の女性で
- ①今年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間)に偶数年齢となる方又は
- ②奇数年齢になる方で平成23年度に受診し、今年度に受診を予定されている方
- ※本年度より対象年齢が40歳以上になりました。※初めて受診される方、長期間受診されていない方は、奇数、偶数年齢を問わず受診できますので、健康対策課までご相談ください。
- ※妊娠中、授乳中の方はご遠慮ください。
- ※ペースメーカーを装着しておられる方は、健康対策課にご相談ください。
- ※受診者数を平均化するために、乳がん検診の対象者を偶数年齢になる方としています。受診券は偶数年齢になる方のみにお届けします。



- 実施場所…岩美病院
- 実施日…6月～12月の平日の午前中
- 料金…1,500円(今年度70歳以上になる方、住民税非課税の方は無料)
- 申し込み方法…
- ①対象年齢の方には、地区ごとに受診票をお届けします。
- ②受診票が届いてから、健康対策課に電話で申し込みください。
- ③一日の受診者数は5人程度です。
- 本年度、乳がん検診の対象の年ではない方は、月に1回は自己触診をして、乳房に変わったことがないかをチェックしましょう。

巡回肺がん検診を実施します。

6月3日(月)、4日(火)、24日(月)の3日間町内を肺がん検診車で巡回します。併せて、大腸がん検診も行います。

日にちが近くなりましたら、対象の方に受診票を配布します。本年度より、検診料金が無料となりましたので、ぜひ、お受けください。

受診配布予定時期

蒲生・小田地区	5月下旬
岩井・本庄地区	6月中旬～下旬
網代地区	7月中旬
田後・大岩地区	8月中旬～下旬
浦富・東地区	10月中旬

問い合わせ先 健康対策課 ☎73-1322